(2) 法第五条第一項第四号の要件（団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める「綱領」を保持していること）該当性

ア　本団体の教義が殺人を勧める内容を含み、両サリン事件が同教義にのっとって敢行されたこと

(ア) 本団体の教義は、最終目的たる「衆生救済」に至る最速の道とする秘密金剛乗（「タントラ・ヴァジラヤーナ」）の実践を最重視しているところ、麻原が「タントラ・ヴァジラヤーナ」の具体的規範として説いた「五仏の法則」は、「悪業とされる殺生も他に対して善業となるならば行ってよい」（「アクショーブヤの法則」）、「結果のためには手段を選ぶ必要はない」（「アモーガシッディの法則」）などを含むもので、これらが殺人（「ポア」又は「ポワ」）を勧める内容を含んでいることは明らかである。

また、麻原が「タントラ・ヴァジラヤーナ」の根本として説いた「苦の詞章」（「自己の苦しみを喜びとし、他の苦しみを自己の苦しみとする」との文言）についても、同文言を背景として殺人（「ポア」又は「ポワ」）が正当化されていたと認められる。

(イ) 本団体は、その教義に沿った理想郷の建設を目的とする「日本シャンバラ化計画」を打ち出し、さらには、その具体的・世俗的側面を有する「麻原を独裁者とする祭政一致の専制国家体制を樹立する」旨の「政治上の主義」が、本団体の教義と密接不可分に結び付いて、その枢要な一部として内包されるに至っていた。

そして、両サリン事件は、「政治上の主義」の実現を動機とし、麻原の説く「タントラ・ヴァジラヤーナ」及びその具体的規範である「五仏の法則」にのっとり、その実践のための修行とされた「マハームドラーの修行」（弟子が自己の意思を捨てて、絶対的な存在である麻原が課した試練を乗り越える修行。同修行及び解脱の達成を思念することにより、麻原と合一するとされた。）の一環として敢行されたものである。

すなわち、本団体の教義は、「衆生救済」に至るには、結果のために手段を選ばず、殺人を行うことも正当化され、構成員は自己の意思を捨てて、麻原の考え方と合一化させ、麻原の課した試練や苦しみを喜びとして乗り越えるというものであり、これが、本団体が無差別大量殺人行為に及んだ危険性の本質であった。

なお、両サリン事件は、「政治上の主義」の実現を動機としているが、「本団体の教義に沿った理想郷の建設」という目的の達成にとっては、麻原の生存が絶対条件であるとは解されず、「Aleph」が現在も麻原の意思を推し量りながら活動していることなどからすると、麻原の死亡により「政治上の主義」が失われたとは考え難い。

イ　「Aleph」が現在も本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していること

「Aleph」は、主要三団体のうちで最大の規模を有する団体であり、麻原の死亡から一定期間を経た現在も、従前と同様に麻原への絶対的な帰依を前面に押し出し、その活動実態等に特段の変化は認められないから、そのことのみからしても、本団体の教義が維持され、殺人を勧める「綱領」が保持され続けていることが強く推認される。

そして、「Aleph」は、現在も、構成員に対し、教材等を用いるなどして、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践を促す指導を現に行ったり、「日本シャンバラ化計画」に係る指導を行い得る環境を維持したりしている。

なお、こうした指導を受けた構成員においても、「タントラ・ヴァジラヤーナ」やこれに基づく殺人（「ポア」又は「ポワ」）を肯定するなど、その教えを受け入れているという事情もある。

以上によれば、「Aleph」は、現在も、本団体の教義を維持し、殺人を勧める「綱領」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第四号の要件に該当する。

(3) 法第五条第一項第五号の要件（他に団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること）該当性

ここにいう「無差別大量殺人行為に及ぶ危険性」とは、同行為に及ぶ蓋然性の程度である「おそれ」を問題とするものではなく、現時点において、同行為に関する危険な「要素」を保持しているかどうかを問題とするものである。

そして、「Aleph」については、

ア　複数回にわたる名称変更を経つつも、麻原が創設した上命下服の位階制度を組織運営の根本として、出家した構成員を管理下の施設に集団居住させ、生活環境を管理統制したり、法に基づく立入検査に対し、組織ぐるみで対抗措置を講じ、実態を明らかにしようとしないなどのあからさまな非協力姿勢を徹底したりするなどしてきたところ、平成二十六年頃からは、麻原が後継者として位置付けた麻原の二男が、組織運営に関する事項について幹部構成員等に自らの意向等を伝達し、幹部構成員等によって構成される合同会議を通じて当該意向等に沿った決定が行われており、かつ、そのような麻原の二男の存在や地位を秘匿するなど、本団体が両サリン事件の計画・準備を組織的かつ秘密裏に進めることを可能にしたのと同様の、麻原を頂点とする上命下服の閉鎖社会を維持していること

イ　本団体が引き起こした一連の事件等に関与して検察官に事件送致された者や両サリン事件当時に構成員であった者を構成員として多数擁しているほか、ロシア連邦内での活動を禁止されたロシア人構成員が同国内において活動を継続していること

ウ　若年者を中心的な対象者として勧誘活動を行うに当たり、団体名を秘匿し、偽装サークルの勉強会において関係を深め、本団体の両サリン事件等への関与を否定する陰謀論を扶植するなどした上で、入会に応じると判断して団体名を明かす際には、強い口調で詰め寄るなど、勧誘対象者が断りづらい精神状態に追い込むというような意思決定を操作するマインド・コントロールの手法を用いた欺もう的な勧誘活動を組織的に展開してきており、その手法や方針を維持していること。また、このような勧誘手法は、両サリン事件等をじゃっ起した当時の組織体質と実質的に変わらない上、そのような勧誘手法により、相当数の新規構成員を獲得してきたこと

エ　法に基づき公安調査庁長官に対し報告すべき事項（以下「要報告事項」という。）について、意図的に一部不報告に及び、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度の把握が困難となったことなどから、令和五年三月以降、八度にわたる再発防止処分を課されたのに、それでもなお一部不報告を続けており、取り分け、「役職員」及び「構成員」に関して、無差別大量殺人行為の首謀者たる麻原の親族である麻原の二男及び麻原の妻が役職員及び構成員として活動していることを十年以上の長期間にわたり秘匿してきたことや、「団体の資産及び負債」に関して、「Aleph」の預貯金及び「Aleph」が実質的に経営する収益事業の資産等を報告しないのみならず、資産を収益事業に順次移転させるなどの資産隠しを行っていること

オ　いわゆる「陰謀論」を唱えるなどして、本団体の両サリン事件等への関与を否定しようとしている上、被害賠償を行わないなど、両サリン事件等を真摯に受け止める姿勢がないこと

カ　二十歳未満の構成員に対して、麻原への絶対的帰依を扶植する指導を行い、麻原の教義の固定化と次世代の構成員の育成を図っていること

キ　諸外国において、本団体がテロ組織として認定され、活動の禁止や資産凍結等の規制が実施されていること

などの各事実が認められる。

以上によれば、「Aleph」は、現在も、団体の属性として、無差別大量殺人行為に関連性を有する危険な「要素」を保持していることは明らかであるから、法第五条第一項第五号の要件に該当する。